

佐原税務署からのお知らせ

確定申告は、スマートフォンからがおすすめです ～国税庁「確定申告書等作成コーナー」へアクセス!～

確定申告書の作成は、スマートフォンが便利です。スマートフォンとマイナンバーカードがあればいつでもどこでも e-Tax による申告ができます。

- スマートフォンからの e-Tax 送信で、スピーディーに申告を済ませましょう。
- なお、申告にはマイナンバーカード読取対応のスマートフォンが必要です。
- 国税に関する相談は、チャットボット(ふたば)を気軽にご利用ください。AI (人工知能)が自動回答します。



確定申告書等作成
コーナー

チャットボット
(税務職員ふたば)



ふたばへの質問は
こちら

税理士による無料申告相談・三税申告書作成相談 ～申告書作成会場の開設期間より前に申告書を作成できます～

開催日●2月5日(月)

会場●役場3階 大会議室

相談時間●午前9時30分～午後3時30分(正午～午後1時を除く)

対象者●①年金受給者 ②給与所得者 ③小規模納税者

※小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和4年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与および青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

※次の申告書の作成は除きます。

①土地・建物および株式などの譲渡所得や先物取引がある場合

②住宅借入金等特別控除初年度の場合

③贈与税申告の方

※会場の混雑を避けるために、受付を早く締め切る場合がありますのでご了承ください。

確定申告書の作成をサポートします ～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

税務署で
開設

佐原税務署では、所得税および復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書作成会場を開設します。

日時●2月16日(金)～3月15日(金)(平日のみ)

受付:午前8時30分～午後4時(相談:午前9時～午後5時)

※混雑を避けるため、入場整理券を配布します。配布状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

申告書などの提出のみの場合は、佐原税務署の総合窓口で直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

国税庁のLINE公式アカウントを「友だち追加」として入場整理券の事前発行ができます。

※税務署から、「令和5年分確定申告のお知らせ」はがきなどが届いた場合は、併せてご持参ください。



友だち追加は
こちら

消費税インボイス制度について ～事業所得者・不動産所得者の皆さまへ～

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の申告が必要です。

なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置などがあります。

詳しくは、右記インボイス制度に関する情報ガイドをご覧ください。

確定申告手続きは、確定申告書等作成コーナー・e-Tax をぜひご利用ください。



インボイス制度に
関する情報ガイド
(税額の計算方法)

お問合せ●佐原税務署 ☎ 0478-54-1331(代表)

確定申告のお知らせ

インターネットによる申告が可能な方は、ご自宅などのパソコンやスマートフォンからの電子申告をご利用ください。国税庁のホームページから確定申告書を作成し、郵送で提出することも可能です。申告会場に来場する必要がなく、大変便利です。ぜひご利用ください。

※消費税申告は、役場での作成はできません。佐原税務署にご相談ください。

申告書受付・相談期間【役場庁舎は防犯上の理由により午前8時15分に解錠します】

2月16日(金)～3月15日(金)(土・日曜日・祝日を除く)

相談時間●午前9時～正午、午後1時～5時

※受付方法が当日予約から事前予約制に変更になります。

相談会場 役場2階 第4会議室(提出のみの場合は、役場1階 税務課)

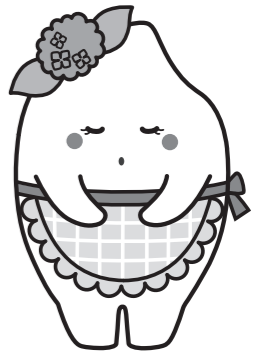
※相談受付などの詳細は、広報たこ2月号でお知らせする予定です。

平日は仕事などで相談に行けない方のために休日相談を行います。

休日相談 2月25日(日)・3月10日(日)

※相談時間は平日と同じです。

※電話による相談はできませんのでご注意ください。



注意点

- 土地、建物、株式などの譲渡所得や山林所得、または消費税申告がある方は直接佐原税務署(☎0478-54-1331)にご相談ください。(申告書の提出のみ、税務課でも受け付けます)
- 相談内容が複雑で役場での対応が困難な方は、佐原税務署へご案内する場合がありますので、ご了承ください。

お問合せ●税務課課税係 ☎ 76-5402

「障害者控除対象者認定書」をご存じですか?

65歳以上の方で、申請により町が障害者に準ずると認定をした方に、確定申告時に必要となる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

対象者●認定基準日で要介護(要支援)認定を受けている方・体または精神に障害のある方

※認定基準日は、申告の対象となる年の12月31日です(基準日以前に死亡された場合は死亡日が基準日)。

申請方法●本人または親族が、対象者の介護保険被保険者証(緑色)を持参して、保健福祉センターで申請してください。

注意事項●要介護(要支援)認定を受けていても、認定審査資料の内容が町の基準に該当しない場合は、非該当になります。要介護(要支援)認定を受けていない方が申請する場合は、別途、医師の意見書が必要です。

お問合せ●保健福祉課介護保険係 ☎ 76-3185

償却資産(固定資産税)の申告はお早めに!

農業や販売業などの事業を営んでいる個人や法人の方で、事業のために使用する機械、機器、備品などを1月1日時点で所有している場合は、償却資産の申告が必要です。ただし、耐用年数が1年未満のもの、自動車税・軽自動車税の対象は除かれます。

昨年申告された方は、12月中に令和6年度分の申告書を送付していますので、期限までに必ず申告をお願いします。また、新たに事業を始めた方など申告書が必要となる方は、ご連絡ください。

申告期限●1月31日(水)

お問合せ●税務課資産税係 ☎ 76-5402